

「江別市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」の修正案についての意見及び市の考え方

No.	ご意見・ご質問等の内容(要約)	市の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度名を「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とすることはできないか。(早瀬委員) ● 実質ファミリーシップ制度になったと思うが、ファミリーシップ制度とすることはできないのか。(久保委員) ● 第7条「未成年の実子または養子」とあるが、成人した子はどうなるのか。ファミリーシップ制度の考え方や効力を整理したいので教えてほしい。(久保委員) 	<p>●ファミリーシップ制度について ファミリーシップ制度については市民の間でも様々な考え方があり、国民全体で多様な議論がなされている部分でありますことから、市としましては、十分に時間をかけて検討する必要があると考えています。 したがって、まずはパートナーシップ宣誓制度として開始したうえで、すでにファミリーシップ制度を導入している自治体の運用状況や課題等を把握しながら、導入について検討していきたいと考えています。</p> <p>●子の記載について 記載できる子の年齢要件については、宣誓者である2人の希望によって、自分たちの保護下にある子について受領証への記載を申出る手続きであると考えており、記載できる対象は未成年の子としています。 なお、上記の趣旨から、子が成年に達した場合はその効力を失うものであり、受領証への記載時にはそのことを明記するという運用を想定しています。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ● 性的少数者に限らず、異性だが遺産相続の問題などで婚姻に踏み出せない高齢者カップルや、別姓を希望する方も利用できることさらによい。(早瀬委員) 	<p>パートナーシップ宣誓制度は、男女共同参画基本計画(中間見直し版)の基本方針1及び重点項目1の主な取組の一つである「LGBT等性的少数者への理解促進」の一環として取り組むものであり、今まで社会的に認められていなかった2人の関係を、市がパートナー関係であると証明するものです。 様々な事情により婚姻をしない方もいらっしゃいますが、事実婚と認められる場合もあり、婚姻という選択肢をあえて選ばない異性のカップルと性的少数者のカップルとは状況が異なります。 したがって、性的少数者を含まない異性のカップルを対象とすることは、本来の趣旨にそぐわないため、現時点では考えておりません。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ● (趣旨)第1条の規定を「誰もがその人権を尊重され、多様性を認め合い」としてほしい。「性の多様性」ではなく「多様性」とすることで今後さらに広げていくことができる。(藤王委員) 	<p>●人権の尊重について 人権についての語句を追加し、「誰もがその人権を尊重され、自分の能力を發揮し自分らしく生きることのできる社会の実現を目指し」に修正します。</p> <p>●多様性について パートナーシップ宣誓制度は、男女共同参画基本計画(中間見直し版)の基本方針1と重点項目1の主な取組一つである、「LGBT等性的少数者への理解促進」の一環として取り組むものであり、今まで社会的に認められてこなかった2人の関係を、市がパートナー関係であると証明するものです。 現時点では、性的少数者を含むカップルを対象としていることから、「性の多様性」という表現としています。</p>

No.	ご意見・ご質問等の内容(要約)	市の考え方
4	<ul style="list-style-type: none"> ●(趣旨)第1条「男女共同参画基本計画の理念に基づき」とあるが、男女共同参画は男女の人権問題としてスタートし、その中で「性的マイノリティ」について理解を深めるようになった。それが理念に基づくと言えるのか。「男女共同参画」のなかに「性的マイノリティ」を語ることに違和感がある。(大西委員) ●「男女共同参画基本計画の理念に基づき」とあるが基本計画の理念に変更があると要綱に影響が出る。基本計画の理念では狭義なとらえ方になる。この文言を入れた理由は何か。(久保委員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画基本計画の理念について 男女共同参画基本計画の理念は、男女共同参画を推進するための条例の理念と同じであり、同条例の基本理念の中に性の多様性について規定がないことから、理念という言葉は相応しくないと判断し、「江別市男女共同参画基本計画に基づき」に修正します。 ●性的少数者の問題を男女共同参画基本計画で語ることにについて パートナーシップ宣誓制度は、男女共同参画基本計画(中間見直し版)の基本方針1及び重点項目1の主な取組の一つとして導入するものであり、その場合、趣旨として、何に基づいた制度なのかを記載する必要があります。 男女共同参画になじまないのご意見ではありますが、国の第4次男女共同参画基本計画において性的指向や性同一性障害について明記されたことから、江別市でも平成30年度の見直し時に基本方針1及び重点項目1の主な取組として、「性の多様性を認め合い、尊重することが大切であり、LGBT等の性的少数者への理解促進に向けた啓発」を盛り込みました。 したがって、パートナーシップ宣誓制度は、計画期間である令和5年度までは、この計画に基づいて実施する制度となります。 令和6年度以降については、新たに策定する基本計画の中で進めていくか、他の計画の中で進めていくか審議会の中で議論していただくこととなります。
5	<ul style="list-style-type: none"> ●受領証カードに緊急時の連絡先を記載できないか。(早瀬委員) 	<p>緊急連絡先は頻繁に変わることも考えられるため、必要であれば本人が記入することとなりますが、受領証カードは破損や改ざんの防止のためラミネート加工とする予定ですので、シールを貼るなどしたうえでの記入が想定されます。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ●制度についてホームページに掲載する際は、制度に関するQ&Aを掲載し、カミングアウトについては人権尊重の観点からしっかりと伝えてほしい。(早瀬委員) 	<p>制度の開始前に、ホームページ上に制度の説明、手続き方法などを記載したガイドやQ&Aを掲載する予定です。その中でカミングアウトについても記載します</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ●宣言後に性的少数者の方々にとって利点となることを教えてほしい。(浦嶋委員) 	<p>パートナーシップ宣誓をすることにより優遇されるというものはありませんが、今まで受けられなかった行政サービス及び民間サービスの一部を利用できるようになる場合があります。なお、行政サービスについては別紙「参考資料2-⑤ パートナーシップ宣誓制度への対応に向けて検討中の行政サービス」をご参照ください。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ●第2条(1)は長くてわかりにくい。性的少数者(性的マイノリティ)としたほうがよい。(藤王委員) 	<p>いただいたご意見を踏まえ、性的少数者(性的マイノリティ)と括弧書きを追加します。これに伴い、要綱内の全ての「性的少数者」を「性的少数者(性的マイノリティ)」と記述します。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ●当事者の意思により返還することについて、単独の意思でも可能なのか。一方に勝手に解消されるなどのトラブルはないか。(五十嵐委員) 	<p>ご指摘の「当事者の意思により」の部分は、「宣誓者の双方の意思により」に修正し、返還届には2人の自署を必須とします。その他の申請書、届出書も自署によるものとします。 なお、お一人で申請された場合には、その相手方に申請があったことについて通知するという対応を検討しています。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> ●見直しはどのように考えているか。(大西委員) 	<p>今後、近隣市町村との連携や、元となる計画の変更、新たな考え方や運用上の変更がある場合など、必要に応じて随時見直し、柔軟に対応していきたいと考えています。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> ●札幌市との連携を強化してほしい。(久保委員) 	<p>できるかぎり連携できるよう働きかけていきたいと考えています。</p>